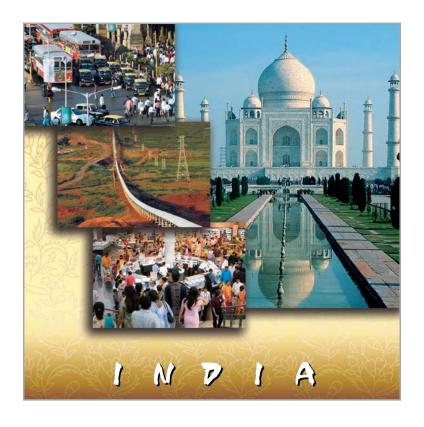
# 使用開始日 2025年9月10日

# 投資信託説明書(交付目論見書)

# ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド

追加型投信/海外/株式





### ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社 (ファンドの運用の指図等を行ないます。) 大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

# 大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

■受託会社 (ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。) 三井住友信託銀行株式会社 ■委託会社の照会先

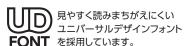
ホームページ https://www.daiwa-am.co.jp/



コールセンター 受付時間 9:00~17:00 (営業日のみ) **0120-106212** 

■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



	商品分類	頁		属	性区分		
単位型· 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年2回	アジア	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。 ※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ〔http://www.toushin.or.jp/〕をご参照下さい。

#### 〈委託会社の情報〉

委託会社名大和アセットマネジメント株式会社設立年月日1959年12月12日資本金414億24百万円運用する投資信託財産の合計・純資産総額33兆3,297億34百万円

(2025年6月末現在)

- ●本文書により行なう「ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド」の募集については、委託会社は、 金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年9月9日に関東財務局長に提出して おり、2025年9月10日にその届出の効力が生じています。
- ●当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に 基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- ●当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等と の分別管理等が義務付けられています。
- ●請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)。

# ファンドの目的

●インドの株式に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざします。

# ファンドの特色

# 1

# インド経済の発展に関連するインドの株式(注)に投資します。

(注)「株式」…DR (預託証券) を含みます。

※DR: Depositary Receipt の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。また、通常は、預託された株式の通貨とは異なる通貨で取引されます。

# インドについて

インド		
約14億6,390万人(2025年)		
ニューデリー	<b>宁</b> 西产 <del>类</del>	農業、工業、
ヒンディー語、英語、ウルドゥー語、ベンガル語等	土安庄未	IT産業
3兆9,091億米ドル(2024年)		
インド・ルピー		
	約14億6,390万人(2025年)	約14億6,390万人(2025年)  ニューデリー  ヒンディー語、英語、ウルドゥー語、ベンガル語等  3兆9,091億米ドル(2024年)

(出所) 国際連合、外務省、日本貿易振興機構 (ジェトロ)、IMF

## インドの実質GDP成長率の推移

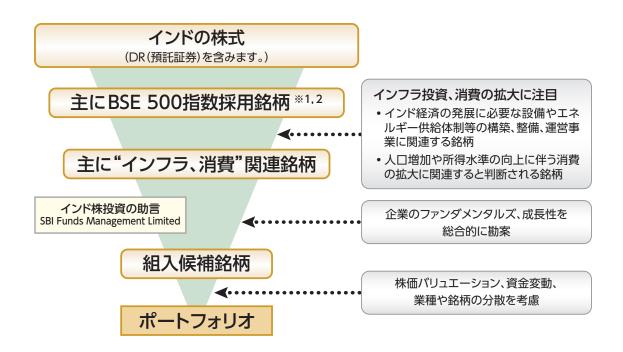


※上記は、あくまでも過去の実質GDP成長率の推移を示したものであり、将来を示唆・保証するものではありません。

# ファンドの目的・特色

- ●運用にあたっては、以下の点に留意しながら投資することを基本とします。
  - 主にインド経済の発展に必要な設備やエネルギー供給体制等の構築、整備、運営事業および 人口増加や所得水準の向上に伴う消費の拡大に関連すると判断される銘柄の中からボトム アップアプローチにより銘柄を選定します。
  - 時価総額や流動性等を勘案します。
  - 個別企業のファンダメンタルズ、成長性、株価バリュエーション等を総合的に勘案し、ポートフォリオを構築します。

## ポートフォリオ構築プロセス



※1: BSE 500指数に採用が見込まれると判断する銘柄を含みます。

※2:BSE 500指数…インドBSE (ボンベイ証券取引所) に上場する500銘柄で構成される総合指数。BSEの時価総額の大半を占めています。

2

# インドの株式の運用は、SBI Funds Management Limitedの助言を受けます。

### 〈SBI Funds Management Limitedについて〉

SBI Funds Management Limitedは、インド最大級の国営商業銀行であるインドステイト銀行(State Bank of India)とフランスの大手運用会社であるアムンディから出資を受ける合弁会社であり、両社との関係を最大限に活かし、資産運用業務を行なっています。

### ファンドの仕組み

投資者

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。

 (ベビーファンド)
 「マザーファンド]

 申込金
 当ファンド

 投資
 ダイワ・インド株 アクティブ・マザーファンド
 投資

 損益
 マザーファンド

- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。
- 保有実質外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- デリバティブ取引 (法人税法第61条の5で定めるものをいいます。) は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする 資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。

3

毎年6月16日および12月16日(休業日の場合翌営業日) に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行 ないます。

## 〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ②原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### 主な投資制限

- ●マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ●株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ●外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

# ファンドの目的・特色

日本語訳は参考として大和アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、英語版と日本語訳に矛盾・齟齬等がある場合は、英語版が優先されます。

BSE指数(以下「当指数」)はBSE Limited(以下「BSE」)の完全子会社であるAsia Index Private Limited(以下 「AIPL」)によって公表されています。 BSE®およびSENSEX®は、BSEの登録商標です。 これらの商標の使用ライセンスは AIPLに付与されており、大和アセットマネジメント株式会社により一定の目的でサブライセンスされています。 当ファンドは、AIPLまたはBSEによって出資、推奨、販売、または販売促進されているものではありません。AIPL、 BSEのいずれも、当ファンドの所有者または一般的市民に対して、有価証券への一般的投資または当ファンドへの 集中的投資に対する助言、あるいは当指数が大まかな市場の動きを反映する能力に関して、明示的または黙示的を 問わず、いかなる表明も保証もしません。当指数に関する、AIPLおよびBSEと大和アセットマネジメント株式会社 との間における唯一の関係は、当指数ならびにAIPL、BSEなどのライセンサーの商標、サービスマークおよび商号を ライセンス供与していることです。当指数は、大和アセットマネジメント株式会社および当ファンドを考慮することなく、 AIPLまたはその代理人によって決定され、構成され、計算されます。AIPL、BSEのいずれも、当ファンドの価格および 数量、発行時期もしくは販売時期の決定または当ファンドの換金、解約もしくは償還に使用される計算式の決定に 関与しておらず、その責任を負いません。AIPLおよびBSEは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、 いかなる義務も責任も負いません。当指数に基づいた投資商品が、当指数のパフォーマンスを正確に反映する、 またはプラスの投資リターンを提供する保証はありません。AIPLおよびBSEは、投資顧問ではありません。AIPL またはBSEが、ある有価証券を当指数に採用した場合にも、AIPLまたはBSEがかかる証券を購入、売却または保有する よう推奨したことにはならず、また投資助言とはみなされません。

AIPL、BSEおよび第三者供給元は、当指数ならびにその関連データの妥当性、正確性、適時性および完全性を保証しません。AIPL、BSEおよび第三者供給元は、これに含まれる過誤、遺漏および中断に対して、いかなる義務も責任も負わないものとします。AIPL、BSEおよび第三者供給元は、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的もしくは使用への適合性、当指数ならびにその関連データを使用することによって、大和アセットマネジメント株式会社、当ファンドの所有者またはその他の人物や組織が得られるべき結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、AIPL、BSEまたは第三者供給元は、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。AIPL(BSEも含む)のライセンサーを除き、AIPLと大和アセットマネジメント株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

The BSE Indices are published by Asia Index Private Limited ("AIPL"), which is a wholly owned subsidiary of BSE Limited ("BSE"). BSE® and SENSEX® are registered trademarks of BSE. The trademarks have been licensed to AIPL and have been sublicensed for use for certain purposes by Licensee. Licensee's "[Insert Product]" (the "Product") is/are not sponsored, endorsed, sold or promoted by AIPL or BSE. None of AIPL or BSE makes any representation or warranty, express or implied, to the owners of the Product(s) or any member of the public regarding the advisability of investing in securities generally or in the Product particularly or the ability of the Index to track general market performance. AIPL's and BSE's only relationship to Licensee with respect to the Index is the licensing of the Index and certain trademarks, service marks and/or trade names of AIPL, BSE and/or their licensors. The BSE Indices are determined, composed and calculated by AIPL or its agent without regard to Licensee or the Product. None of AIPL or BSE are responsible for and have not participated in the determination of the prices, and amount of the Product or the timing of the issuance or sale of the Product or in the determination or calculation of the equation by which the Product is to be converted into cash, surrendered or redeemed, as the case may be. AIPL and BSE have no obligation or liability in connection with the administration, marketing or trading of the Product. There is no assurance that investment products based on the Index will accurately track index performance or provide positive investment returns. AIPL and BSE are not investment advisors. Inclusion of a security within an index is not a recommendation by AIPL or BSE to buy, sell, or hold such security, nor is it considered to be investment advice.

AIPL, BSE AND THEIR THIRD PARTY LICENSORS DO NOT GUARANTEE THE ADEQUACY, ACCURACY, TIMELINESS AND/OR THE COMPLETENESS OF THE INDEX OR ANY DATA RELATED THERETO. AIPL, BSE AND THEIR THIRD PARTY LICENSORS SHALL NOT BE SUBJECT TO ANY DAMAGES OR LIABILITY FOR ANY ERRORS, OMISSIONS, OR DELAYS THEREIN. AIPL, BSE AND THEIR THIRD PARTY LICENSORS MAKE NO EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, AND EXPRESSLY DISCLAIM ALL WARRANTIES, OF MERCHANTABILITY OR FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE OR USE OR AS TO RESULTS TO BE OBTAINED BY LICENSEE, OWNERS OF THE PRODUCT, OR ANY OTHER PERSON OR ENTITY FROM THE USE OF THE INDEX OR WITH RESPECT TO ANY DATA RELATED THERETO. WITHOUT LIMITING ANY OF THE FOREGOING, IN NO EVENT WHATSOEVER SHALL AIPL, BSE OR THEIR THIRD PARTY LICENSORS BE LIABLE FOR ANY INDIRECT, SPECIAL, INCIDENTAL, PUNITIVE, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES INCLUDING BUT NOT LIMITED TO, LOSS OF PROFITS, TRADING LOSSES, LOST TIME OR GOODWILL, EVEN IF THEY HAVE BEEN ADVISED OF THE POSSIBLITY OF SUCH DAMAGES, WHETHER IN CONTRACT, TORT, STRICT LIABILITY, OR OTHERWISE. THERE ARE NO THIRD PARTY BENEFICIARIES OF ANY AGREEMENTS OR ARRANGEMENTS BETWEEN AIPL AND LICENSEE, OTHER THAN THE LICENSORS OF AIPL (INCLUDING BSE).

# 基準価額の変動要因

- ●当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。 したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- ●投資信託は預貯金とは異なります。

#### 〈主な変動要因〉

## 株 価 の 変 動 (価格変動リスク・) 信 用 リ ス ク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。 発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

## 為替変動リスク

外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替 レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レー トが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割 込むことがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

## カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

そ の 他

解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

# 投資リスク

# その他の留意点

- ●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ●当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
  - これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、 換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ●インドの金融商品取引所で取引されている株式は、インドの税制に従って課税されます。インドにおける、 非居住者による株式の売却益(キャピタル・ゲイン)に対する税負担等が、基準価額に影響を与える 可能性があります。また、外国人機関投資家の保有比率等に制限のある銘柄を投資対象とする場合には、 運用上の制約を受ける場合があります。インドの税制・制度等は、変更となる場合があります。

## リスクの管理体制

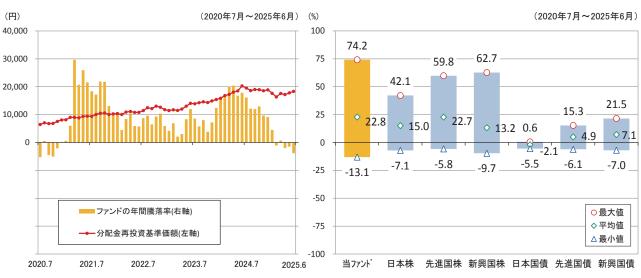
- ●委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。
- ●委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング などを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- ●取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

# 参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。 右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・ 最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンド の過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

#### ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

#### 他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金 (税引前) を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の 基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
  - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
  - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
  - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

#### ※資産クラスについて

日本株:配当込みTOPIX

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債:FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債:JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス― エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド (円ベース)

#### ※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ および同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の 誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。 ●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデッ クスは、MSCI Inc.([MSCI])が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、 MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文については こちらをご覧ください。 [https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html ] ●NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の 動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。 NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を 保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関する すべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 ●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス― エマージング・マ-ケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・ 正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。 J.P. Morganからの書面による事前承認なしに 本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

# 運用実績

#### ● ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド

2025年6月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

#### 基準価額・純資産の推移

		40,000		:	2015年7月1日~2025年6	3月30日	4,000
基準価額	10,606円	40,000					4,000
純資産総額	2,800億円	30,000	<b>-</b>			M	3,000 純
基準価額	の騰落率	基 準 価 20,000				/ VI	資 産
期間	ファンド	価 20,000 額	<b>-</b>			My	2,000 純資産総額(億円)
1カ月間	3.0%	額 () 円			and the second	w	億
3力月間	4.4%	O				Mary	
6力月間	-3.0%	10,000		an . m	Mr. Www.	W	1,000
1年間	-9.6%		La Commence of the Commence of	A STATE WAY	P		
3年間	69.8%			and many and and			
5年間	198.6%	0		1			0
設定来	83.3%	2015/	'07/01 ■ 純資産総額(右軸)	2018/10/24 分配金再投資基	2022/03/03 準価額(左軸) —— 基準価	2025/0 額(左軸)	)6/30

<sup>※</sup>上記の「基準価額の騰落率」とは、 「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

### 分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 500円 設定来分配金合計額: 5,580円

決算期												第 35 期 25年6月
分配金	0円	0円	30円	950円	500円	200円	850円	600円	750円	1,200円	500円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

#### 主要な資産の状況

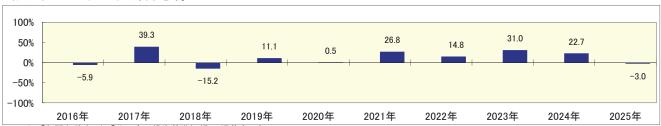
#### ※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	株式業種別構成	比率	組入上位10銘柄	業種名	比率
外国株式 · 先物	39	97.6%	金融	33.1%	HDFC BANK LIMITED	金融	8.7%
			一般消費財・サービス	13.9%	ICICI BANK LTD-SPON ADR	金融	8.3%
コール・ローン、その他		6.4%	資本財・サービス	11.9%	LARSEN & TOUBRO LTD	資本財・サービス	7.5%
合計	39	-	エネルギー	8.7%	RELIANCE INDS-SPONS GDR 144A	エネルギー	6.6%
通貨別構成		比率	素材	8.5%	KOTAK MAHINDRA BANK LTD	金融	4.5%
インド・ルピー		78.9%	情報技術	6.2%	IFSC NIFTY 50 JUL 25	-	4.0%
米ドル		20.5%	公益事業	3.8%	INFOSYS LTD-SP ADR	情報技術	3.7%
日本円		0.5%	生活必需品	3.0%	AXIS BANK LTD	金融	3.7%
ユーロ		0.0%	不動産	2.7%	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	一般消費財・サービス	3.6%
			ヘルスケア	2.0%	HINDUSTAN UNILEVER LTD	生活必需品	3.0%
合計		100.0%	合計	93.6%	合計		53.5%

<sup>※</sup>株式業種別構成は、原則としてS&PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。

#### 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



<sup>・</sup>ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

<sup>※「</sup>分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。 ※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

<sup>※</sup>先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。※組入上位10銘柄において先物がある場合は、業種名は表示していません。

<sup>・2025</sup>年は6月30日までの騰落率を表しています。

# お申込みメモ

購 入 単 位	最低単位を1円単位または1□単位として販売会社が定める単位
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換 金 単 位	最低単位を1□単位として販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	インドのボンベイ証券取引所またはインドのナショナル証券取引所の休業日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	原則として、午後3時30分まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの) なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
購入の申込期間	2025年9月10日から2026年3月9日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における 非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場 合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。
信 託 期 間	無期限(2007年12月26日当初設定)
繰 上 償 還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決 算 日	毎年6月16日および12月16日(休業日の場合翌営業日)
収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよび コース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
信託金の限度額	1兆円
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ〔https://www.daiwa-am.co.jp/〕に掲載します。
運用報告書	毎計算期末および償還時に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA (少額投資非課税制度) の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる 場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※2025年6月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

## ファンドの費用・税金

#### 〈ファンドの費用〉

投資者	が直接的に	負担する費用					
		料率等	費用の内容				
購入	時手数料	販売会社が別に定める率 〈上限〉 <u>3.3%(税抜3.0%)</u>	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。				
信託則	才産留保額	ありません。	_				
投資者	が信託財産	で間接的に負担する費用					
		料率等	費用の内容				
	管理費用託報酬)	<u>年率1.848%</u> <u>(税抜1.68%)</u>	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて 得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。				
配分	委託会社	年率0.80%	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用 報告書の作成等の対価です。				
(税抜) (注1)	販売会社	年率0.80%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等 の対価です。				
	受託会社	年率0.08%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。				
そのf 手	他の費用・ 数 料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。				

- (注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。
- (注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
- ※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
- ※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。
- ※その他の費用には、インドにおける非居住者による株式の売却益(キャピタル・ゲイン)に対する税が含まれる場合があります。
- ※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### 〈税金〉 • 税金は表に記載の時期に適用されます。

• 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時	期		項目		税金
分	配	時	所得税および地方税	配当所得として課税(注)	普通分配金に対して20.315%
換金(解約)[	寺および償還	睛	所得税および地方税	譲渡所得として課税(注)	換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対して20.315%

- (注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。
- ※少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」をご利用の場合
- 少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した 公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
- ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。 くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。
- ※受益者が、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※上記は、2025年6月末現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
- -- (参考情報) ファンドの総経費率------

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド	2.59%	1.85%	0.74%

- ※対象期間は2024年12月17日~2025年6月16日です。
- ※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を 含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
- ※その他費用には、インドにおける非居住者による株式の売却益(キャピタル・ゲイン)に対する税が含まれる場合があります。
- ※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧下さい。